

# 「現前サンガ」と「四方サンガ」

森 章 司

## はじめに

先日、「釈尊のサンガは存在したか——『現前サンガと四方サンガ』序説」という論文を、大正大学の福田亮成博士の古稀記念特集号として発行される『智山学報』の第56輯に書かせていただいた。この論文は釈尊を中心にインド各地に散らばっていた仏弟子たちがひとまとまりになった出家修行者（比丘・比丘尼）たちの組織的集団（教団）が存在したかという問題提起を行ったもので、実はこれを本稿の序説とさせていただいたのである。

「釈尊のサンガは存在したか」というテーマと、「現前サンガと四方サンガ」というテーマが繋がるのは、以下に述べるように「四方サンガ」が「釈尊のサンガ」に相当する可能性がなくはないからである。

しかしながら実は後に述べるように、「四方サンガ」という概念が存在したかということさえも問題なのである。そしてもし存在したとしたら、それが「釈尊のサンガ」に結びつくようなものであったか、という次の問題に進むことになる。

しかしもし「四方サンガ」という概念が存在しなかったとすると、「四方サンガ」を検討することが、必ずしも「釈尊のサンガが存在したか」という問題の結論に結びつかないことになるが、しかし取りあえず「四方サンガ」と呼ばれるものがどのようなものであったかという結論を出しておかないと前には進まないのので、本稿ではこの対概念である「現前サンガ」をも含めて、これらを検討することにしたい。

## 【1】「現前サンガ」と「四方サンガ」についての 一般的理解

一般にサンガには「現前サンガ」と「四方サンガ」という二つの概念があると考えられている。

『岩波仏教辞典』（1989年12月5日発行 岩波書店）にはこれら二つの項目は立てられていないけれども、巻末に付された索引にはあって、これによって検索すると、現前げんぜん [s: abhimukha, pratyakṣa] の項目中に (p.239 右), 「現在目の前にあること, 目の前に現れること。また, ありのままに現れること。たとえば, 理念としての僧伽を四方僧伽 (招提僧) というのに対し, 実際に生活を共にする僧の集団 (5~20 人からなる) を現前僧伽といい, また華嚴経では……」 という解説がなされ, 招提寺しょうだいじ [s: cāturdiśa-saṃgha] の項目には (p.432 右), 「インドでは僧伽は独立した共同体を形成した〈現前僧伽〉が, やがて横の紐帯として同一の教主と法に帰依せるものの集団〈四方僧伽〉の理念が発達した。僧院の所有権は四方僧伽に帰属し, 現前僧伽によって管理された。したがって遊行の出家者は誰でも逗留しえた。このような理念に基づく住処を〈招提寺〉〈僧房〉と呼ぶ。北魏の太武帝……」 という解説が, さらに僧そう [s: saṃgha] の項目に (p.508 右), 「……, そして現実に目前に成立している僧を〈現前僧〉という。ある土地に4人以上の比丘があれば, 僧を組織することができる。さらに将来仏教教団に入ってくる比丘までも含めて, 三世一貫の僧を〈四方僧〉と呼び, これを常住僧となし, 僧伽の土地や精舎, 什物などは四方僧の所有となす。大乘仏教が……」 という解説がなされている。

また『新版仏教学辞典』（1995年4月1日発行 法蔵館）にもこれらの項目はないが, 索引のなかには「現前僧物」「四方僧物」の語句があって, 僧伽そうぎゃの項目の中には (p.304 下), 「……, また比丘僧伽と比丘尼僧伽とを合わせて両僧伽といい, 二部衆, 二衆ともいう。この場合, 観念的に四方の一切の比丘・比丘尼を含めて考えればこれを四方僧伽といい, 現実に目の前に見る比丘・比丘尼の集団を指して現前僧伽という。現前僧伽は必ず四人以上とされる。これは羯磨 (戒律の作法) を

行い得る最小数であって、それ以下は単に群と呼ぶ。中国や日本では……」と解説され、招提しょうだいという項目では (p.267 上), 「原語は (梵) チャトゥル・デイシャ *catuṛ-dīśa* で拓闢提舎たくとうだいしゃと音写する。それを略したのであるから「拓提」とあるべきであるが誤って「招提」と書き伝えられたもの。四方と訳す。また四方僧房ともいい、四方より来集する各地方衆の僧 (招提僧, 四方僧) が止宿するための客舎のこと。これは僧団の共有物で一切の僧が共同で用いるべき招提僧物 (四方僧物) である」とされ、僧祇物そうぎもつの項では (p.304 中), 「僧祇は (梵) サーンギカ *sāṃghika* の音写。また僧伽物, 僧物ともいう。僧伽, すなわち比丘・比丘尼の集団 (出家教団, 僧団) に属するすべての物資のこと。これに、四方僧物 (招提僧物, 十方僧物, 常住僧物ともいい, すべての比丘・比丘尼が共に用いるべき教団の共有物。寺舎・田園など) と現前僧物 (現実に目の前に見える比丘・比丘尼の集団, すなわち生活共同体をなしている特定の僧団 [現前僧] が用いるべきもの。すなわち施主から現前僧に施与された衣食や, 亡比丘の遺物など) の二種僧物があり, 四方僧物を現前僧が勝手に処分することは許されない。また常住常住物 (寺舎・田園など)・十方常住物 (大衆に供するための餅飯など)・現前現前物 (現前僧に施与されたもの, 各自の私物)・十方現前物 (十方の僧に分けるべき亡比丘の遺物) の四種僧物に分けることもある (四分律行事鈔卷中)」と解説されている。なおこの辞典には旧版の『仏教学辞典 (1955 年 6 月 8 日発行 法蔵館)』があり、『新版』では「僧祇物」の項に若干の文章の変更が施されているが、趣旨はまったく変わっていない。

以上の解説を要点をとってまとめてみると、「四方サンガ」は現在・未来の四方・十方に存在する比丘・比丘尼を含む理念 (観念) としての集団であって、「現前サンガ」は現実に生活を共にする 4 人以上の出家者の集団であり、土地や僧院は「四方サンガ」の所有物であるが、その運営は「現前サンガ」に委ねられているということになるであろうか。しかし『仏教学辞典』の「四方僧房」の解説は「四方より来集する各地方衆の僧」とするから、この場合の「四方」は「四方に存在する」ということではなく「四方からやって来た」という意味をあらわすことになる。

おそらくこれらの解説は、平川彰博士の代表的な著作である『原始仏教の研究』<sup>(1)</sup>の第3章「僧伽の二重構造——現前僧伽と四方僧伽」によったものではないかと推測される。「はしがき」によると、この部分は昭和27年(1952年)の『宗教研究』第129号に発表した論考に手を加えたものとされており、この2つの辞典はそれ以降に刊行されたものであるからである。

これによれば、現前僧伽と四方僧伽は次のようなものとされている。まず第1節「サンガ研究の問題点」で、「サンガは有機的な組織を持っているために、部分と全体が密接に対応している。部分の理解は、全体の理解なしには成り立たない。しかし全体の理解のためには、部分の理解が要求される」と、サンガは二重構造を持つとしたうえで次のような趣旨が述べられている。

現前僧伽は「今ここに成立しているサンガ」をいう。すなわち現在という時間と、ここにという空間に限定がある。それゆえ、過去にここにいた比丘や未来にここに来るであろう比丘などは含まれない。

四方僧伽は四方に拡大するサンガをいう。また時間的にも未来に拡大しており、未来の比丘たちをも含めて、全体を包摂したサンガをいう。理念的な性格が強いが、しかしサンガの財産を所有する主体ともなる。現前サンガが活動するための基盤となるサンガで、これがなくては現前僧伽の機能を十分に発揮することができない。

そして「現前僧伽と四方僧伽とは、部分と全体のごとき関係にあるが、しかし現前僧伽の総和が四方僧伽であるというごとき関係にあるのではない。質的に全く違った性格がある」と書かれている<sup>(2)</sup>。

また第4節「現前僧伽の意味」の2「現前僧と四方僧」の項では、亡比丘の遺産の配分について述べた後で、「ここに現前僧と四方僧が対立して用いられているから、両者がサンガ構成の対立概念であることがわかる。すなわち現前僧伽だけでは、サンガの性格のすべてを示すことはできない。しかし四方僧伽だけでもサンガの機能を正しく表明することができないのである。活動するサンガは、時間的にも空間的にも限定されたサンガであり、すなわち現前僧伽である。しかし現前僧伽が活動するためには、活動の場となり母胎となるより広くより深いサンガが必要である。それが四方僧伽である」<sup>(3)</sup>と述べられている。

なおここで「現前僧伽」と「四方僧伽」の原語としてあげられているのは、‘sammukhībhūta-saṃgha’ と ‘cātuddisa-saṃgha’ である。

なおそれほど詳しい論究がなされているわけではないが、律蔵の研究書である佐藤密雄『原始仏教教団の研究』（1963年3月31日発行 山喜房仏書林）の第4章「僧伽の組織」の2「現前僧伽」の項では、比丘たちが各々の地方で三帰によって出家受具せしめることを許されたときに、「理念としての僧伽すなわち四方招提僧（cātuddisa-saṃgha）と、現実の僧伽すなわち現前僧伽（sammukhībhūta-saṃgha）の二種の概念を成立せしめることになったのである」<sup>(4)</sup>としている。

この外に、学術論文としては諸戸素純師の「現前僧と四方僧」（『印度学仏教学研究』6 1955年3月30日）という論文がある。ここには上記とは少しく異なる意見が述べられているので<sup>(5)</sup>、その趣旨をいくらか詳細に紹介する。

律蔵は僧伽の種類として、四衆・五衆・十衆・二十衆というようなものしか上げないから、律蔵における僧伽の規定は、羯磨を行う主体として捉えているということであって、これは羯磨を行うその時々で成立するものであって、羯磨が終了すると僧伽も解消するようなものであるということを意味する。現前僧伽とはこのような意味における具体的な集団をさし、その場限りの一時的なものにすぎない。「従って、前後を一貫して流れる、独自性や主体性というものがある、そこには必ずしも要求されていないものとせねばならない」とする。要するに各地に存在する生活共同体的なサンガを現前サンガとは理解せず、羯磨が行われているその時々サンガが現前サンガであるとするのである。

一方の四方僧伽については、三宝の一つとしての僧伽は、常住の存在であることが要求せられており、この手がかりが四方僧伽にあるのであろうが、律蔵には具体的に説くところはなく、「僅かに一切の僧物を所有する主体として闡説されているにすぎない」とし、「結界をするという事実は隣の僧伽が存在することを予想し、さらに全体の僧伽を予想し、その全体の一部分として自らを限定するということを意味するものでなければならない。この全体、即ち全域に含まれる全比丘が一個の社会をなすものを見て、これを四方僧伽と名づけるのである。ただ、このような全体或は全域とは、各部分を構成単位として、その単位の総和として

みるべきものではなく、むしろ、各部分を成立せしめるための根拠、もしくは地盤とも解すべきであるが、同じように、四方僧伽もまた、各境界の僧伽を構成単位とした連合体として存在するものではない。独自性とか主体性を欠くものが連合するということはあるえないことである。四方僧伽はそれ自身、一個の具体的な社会集団を形成しているのでもなく、そこには何等の組織性も認められない。むしろ、結界内の僧伽の成立を保証する地盤として、四方僧伽が考えられているものとすべきである。客比丘が、旧比丘と同じ完全な資格をもって、自由に参加できるというような僧伽の成立が可能になるためには、全域にあるすべての比丘を一括して包摂する、全体社会としての、比丘の集団が前提されていなければならないはずであるが、このような比丘の全体社会を四方僧伽と認むべきであろう」とされているから、四方サンガの理解は平川博士に等しいと言わなければならない。

佐藤博士の記述はむしろ辞書の解説よりも簡潔であるから、著者がどのように考えられていたのかよくわからない。平川博士は詳細に論述されているが、現前僧伽と四方僧伽についての結論は辞書がまとめているようなものといってよいであろう。要するにサンガには「現前サンガ」と「四方サンガ」という概念があって、この2つは異なる対立した概念であり、「四方サンガ」はこの地上に存在する仏教の出家修行者が精神的な紐帯によって結びつきあった観念的な仏教教団というべきものであって、「現前サンガ」の基礎となるべきものであり、「現前サンガ」はそれぞれの地方に存在し、界を単位として生活が営まれ、各種の羯磨が行われる一つ一つの出家修行者の集団ということになるであろう。

今流に言葉を変えて言えば、日本の宗教法人としての各末寺が出家集団であるとすれば、「現前サンガ」はこれに相当することになる。そしてこれら末寺を統合した宗派も統括宗教法人としての法人であるが、しかし「四方サンガ」は観念的なものであって組織体ではないから、したがって法人格をもつようなものではなかったということになるであろう。原始仏教時代の仏教には宗派のような統括的組織（いわゆる筆者のいう「釈尊のサンガ」）はなく、精神的に繋がっていたに過ぎないということになる。

諸戸師は「現前サンガ」を、生活を共にする集団をさすのではなく

より限定的に、現在何らかの羯磨が行われつつある状態の集団と理解するところが異なるが、この論文は平川論文よりも後に書かれているから、四方サンガの理解は平川博士の理解に従っているといつてよいであろう。

しかし「四方サンガ」をこのように観念的なものと理解するとすると、平川博士がいわれるように、「四方サンガ」が僧院などの固定資産を所有する主体となるということは可能であろうか。また前述の「釈尊のサンガは存在したか——『現前サンガと四方サンガ』序説」において問題提起をしたように、提婆達多がその委譲を要求したサンガとは何であり、その結果それを破ったサンガとはどのようなサンガであったことになるのであろうか。観念的なサンガでは委譲の要求もできないであろうし、破れもしないであろうからである。あるいは提婆達多は観念的にブツダに代わる者となり、観念的にブツダに反逆したということになるのであろうか。もしそうだとすると、むしろそれは譲ったり、分裂したりするものではなく、一般の比丘や仏教の教えを信じる者たちの、観念を変えることができなければ如何ともなしがたいものになるのではなからうか。

さらに摩訶迦葉が釈尊の教えを集大成しようとした「結集」はどのような組織のもとで行われたのであろうか。10人以上のサンガによって具足戒を与えられた比丘は、「現前サンガ」によって比丘の資格を付与され、波羅夷罪を犯した者は「現前サンガ」から追放されるけれども、「四方サンガ」が観念的なものであったとすると、「四方サンガ」レベルでは、観念的に比丘性が保証され、あるいは問われることに止まっていたのであろうか。

このようにサンガについては分からないことが多いのであるが、取りあえずここではパーリ仏典を中心に、「現前サンガ」と「四方サンガ」を再検証することに専念することとしたい。基本的には漢訳仏典もパーリ仏典の考え方と相違がないのであるが、漢訳仏典においては数種の律藏が存するというのもあって、パーリ仏典に比して用例が多く、また多様であって、これを同時に扱うことはいたずらに議論を複雑にするのみであると考えるので、ここでは漢訳仏典の利用は必要最小限度に留めたい。

- (1) 1964年7月 春秋社。後に2000年9月30日に刊行された「平川彰著作集」第12巻に再録されている。この両者を一字一句細かく比較対照したわけではないが、変更されている部分はほとんどないといつてよいと思われる。
- (2) p.293
- (3) p.314
- (4) p.277
- (5) p.663 以下

## 【2】 パーリ聖典における ‘sammukhībhūtasamgha’ と ‘cātuddisasamgha’ という熟語

上記のように「現前サンガ」と「四方サンガ」、特に「四方サンガ」にはさまざまな問題点があるのであるが、実はこれらよりもより根源的な問題が存する。それはそもそも「現前サンガ」「四方サンガ」なる概念が存在したか、ということである。

平川博士も佐藤博士もそして辞書の中でも、現前僧伽と四方僧伽の原語はそれぞれ ‘sammukhībhūta-samgha’ ‘cātuddisa-samgha’ と表記されている<sup>(1)</sup>。しかしこのような用語は少なくともパーリ仏典においては、三蔵のみならずアッタカターにおいてさえ見いだすことはできない。ティーカーに少数の用例が見出されるのみである<sup>(2)</sup>。それでは「現前サンガ」と「四方サンガ」に相当する部分は、パーリ仏典にはどのように表記されているかといえ、‘sammukhībhūta’ という言葉と ‘cātuddisa’ という言葉と ‘samgha’ という言葉はそれぞれ独立して、単に並び用いられているのみなのである。要するに平川博士や佐藤博士が記されるように ‘sammukhībhūtasamgha’ ‘cātuddisasamgha’ という合成語としての熟語は形成されていないということである。

もし ‘sammukhībhūtasamgha’ という熟語や ‘cātuddisasamgha’ という熟語が形成されていたとするなら、パーリ語辞書の見出し語としても取り上げられているはずであるけれども、PTS の *Pali-English Dictionary* でも、水野弘元『増補改訂 パーリ語辞典』においても、これらの見

出し語は見出されない。それどころか ‘sammukha’ あるいは ‘cātu-’ ‘cātur-’ の項目の合成語としても見いだされない。ただ前者では、‘cātur-’ の項目下の ‘-(d) disa’ という合成語の解説として、‘applied to the bhikkhu-saṅgha “the universal congregation of bhikkhus” という解説が見出されるのみである。

水野弘元著『南伝大蔵経総索引』にも「現前僧」「現前僧伽」の項目はないけれども、「四方僧」「四方僧伽」「四方僧団」「四方に行く僧」という項目は上げられ、これには ‘cātuddisa saṅgha’ という原語があげられている。合成語として示されているわけではないので問題はないのであるが、試みにこの指示する出典の原語を調査してみると、それぞれ ‘cātuddisaṃ saṅghaṃ’ (*AN*. vol.4 p.395, *DN*.1 vol.1 p.145), ‘cātuddisassa saṅghassa’ (*Dīpavaṃsa* p.71, *Apadāna* p.298), ‘saṅghe cātuddise’ (*Petavatthu Jayawickrama* 校訂本 pp.18,50,51) という語形である。なお南伝 19 p.186 と指示されている「四方に行く僧」は ‘bhikkhu cātuddiso’ であってここで扱うべき言葉ではない。試みに C.S.Upasak の *Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms* (Nava Nalanda Mahavihara, Nalanda Bihar, 2001) をひいてみても、‘sammukhībhūtasamgha’ ‘cātuddisasaṅgha’ という見出し語はない。

確かに漢訳の律蔵には、「現前僧伽」「四方僧伽」あるいは「現前僧」「四方僧」という用語が数多く見出される。漢語の性格として二つの言葉をあわせて一つの言葉を作ることは容易であるから、このような言葉が存在しているとしても、必ずしもそれが熟語として成熟していたという証拠にはならないが、しかし漢訳聖典においてはこれらを熟語として解釈するのは決して不自然ではないであろう。しかしパーリ語の用法をもとに判断する限りにおいては、‘sammukhībhūtasamgha’ ‘cātuddisasaṅgha’ という合成語が存しないかぎり、「現前サンガ」という熟語、「四方サンガ」という熟語が存在したとはいえないし、したがってこれらが独自の概念を形成していたとはいえないということになる。

要するに「サンガ」の概念には「現前サンガ」と「四方サンガ」という2種の概念があるわけではなく、ただ一つの「サンガ」という概念があるのみであって、「現前サンガ」「四方サンガ」と呼ばれるものは、この「サンガ」のありようを限定的に表したものに過ぎないのではないか

ということになる。もし「サンガ」を「一つの界に住する4人以上の出家修行者の集団」と定義するなら、「現前サンガ」もそして「四方サンガ」も、「一つの界に住する4人以上の出家修行者の集団」以外のサンガを意味しえないということである。

そこで以下に、パーリ仏典を中心に‘sammukhībhūta’という言葉と‘cātuddisa’という言葉が、‘saṃgha’という言葉と並び用いられている用例の意味するところを調査してみたい。

- (1) 平川『原始仏教の研究』p.313では、‘āgātānāgata-cātuddisa-saṃgha’ という原語が紹介されているが、この部分は‘taṃ āgātānāgatassa cātuddisassa saṃghassa avissajjikam avebhaṅgikam’である。ちなみに現前サンガも‘taṃ sammukhībhūtena saṃghena bhājetuṃ’とされている。*Vinaya* vol.1 p.305, p.353, *Vinaya* vol.2 p.147, p.164も同じ。
- (2) *ṭīkā* になって初めて現れる。例えば *Dīghanikāya-ṭīkā* (myanmar vol.I p.366), *Vinayālaṅkāra-ṭīkā* (myanmar vol.II p.035), *Vinayālaṅkāra-ṭīkā* (myanmar vol.II p.065), *Sāsanavaṃsa* (myanmar p.160)

### 【3】パーリ仏典における ‘sammukhībhūta saṃgha’

パーリ仏典では‘sammukhībhūta’という言葉と‘saṃgha’という言葉が関連して使われる用例はそう多くはない。それらは次の2つのケースのみである。一つはサンガに所蔵されていた物あるいはサンガに寄進されたものを分配するケースと、もう一つは亡くなった比丘の私有物を分配するケースである。

第一のサンガの所有物を分配するケースには次のような用例がある。なお以下に引用する用例は「 」で括らない部分はすべて趣意である。なお‘sammukhībhūta saṃgha’は日本語に翻訳しないでそのままにした。また元の語形をそのまま残した。

- (1) 一人で住している比丘に「サンガに布施す (saṃghassa dema)」として衣を布施された。世尊は4人以上の衆をサンガとすると定められたけれども自分は一人であると考えて、衣を持って舍

衛城に行き、比丘たちにこの義を告げた。世尊は「比丘らよ、sammukhībhūtena saṃghenaによって分配することを許す」と言われた。*Vinaya vol.I p.299*

(2) 衣を得るケースに8種類があるとして、①境界に施与する、②約ありて施与する、③施食を告示して施与する、④僧伽に施与する (saṃghassa deti)、⑤両僧伽に施与する、⑥兩安居を住する僧伽に施与する (assaṃ utthasaṃghassa deti)、⑦指定して施与する、⑧人に施与するを挙げ、その第4を「sammukhībhūtaassa saṃghassa に分配すべし」とする。*Vinaya vol.I p.309*

(3) サンガの倉庫 (saṅghassa bhaṇḍāgāra) に衣が一杯であった。「比丘らよ、sammukhībhūtena saṃghenaによって分配することを許す」。*Vinaya vol.I p.285*

このうち(2)については、アッタカターに「sammukhībhūtaassa」というのは、近行の界に立つサンガによって鞞稚を打って時を告げて順次に分配されるべきであるということである (upacārasīmāya ṭhiteṇa saṅghena ghaṇṭiṃ paharivā kālaṃ ghoṣetvā bhājetabbaṃ)」と註釈され<sup>(1)</sup>、(3)については「sammukhībhūtaによってというのは、近行の界のなかに立つ(サンガ)によって (anto-upacāra-sīmāyaṃ ṭhiteṇa) 分配されるべきであるということであって、分配されるべきであるというのは、時を告げて順次に分配すべきである (kālaṃ ghoṣetvā paṭipāṭiyā bhājetuṃ) ということである」という註がつけられている<sup>(2)</sup>。これらの註の中の‘ṭhita’という言葉は、僧残第10条・破和合罪の「和合」の定義として、「サンガが同一住にして、同一界に立つことである (samaggo nāma saṃgho samānaṣaṃ āsako samānaṣīmāya ṭhito)」として使われている言葉であって、「一つの界を拠り所として存在している」という意味であろうと考えられる。これらの註の意味する‘sammukhībhūta saṃgha’は、一つの界に住する比丘たちが分配という羯磨を行うために集まったサンガを指し示すであろう。

また第2の亡くなった比丘の私有物の分配については、ただ次の用例があるのみである。

(4) 多くの器物と多くの資具を持っていた比丘が死んだ。三衣と鉢は看病者に与えることを許す。その中、軽器物 (lahubhaṇḍaṃ)

と軽資具 (lahuparikkhāraṃ) とは sammukhībhūtena saṃghena によって分配されるべきである。重器物 (garubhaṇḍaṃ) と重資具 (aruparikkhāraṃ) とはすでにやって来た、あるいは未だやって来ない (āgatānāgatassa) cātuddisassa saṃghassa に属し、譲与してはならず、分配してはならない。Vinaya vol.I p.305

パーリの三藏の中で 'sammukhībhūta' と 'saṃgha' という言葉が関連して使われる用例は以上のみであって、漢訳仏典に比べるとその用例数は圧倒的に少ないが、用法に異なりはないといってよいであろう。

ところでこの「現前」と訳される 'sammukhībhūta' という言葉は、律藏においてはどのような意味を有する言葉であろうか。その用例の代表は 'saṃghasammukhatā' という言葉である。

これは律藏の「滅諍健度」<sup>(3)</sup> に擯出する言葉であって、「僧伽現前」と訳されている。サンガに紛争が生じたときに、それを解決する方法の一つとしての「現前毘尼 (sammukhāvīnaya)」を充足する4つの条件としてあげられる第一であって、他の3つは「法現前」「律現前」「人現前」である。佐藤密雄博士の『原始仏教教団の研究』によれば<sup>(4)</sup>、「僧伽現前とは、僧伽の全員の完全出席を言うので、羯磨をなすに必要な四人以上の比丘があり、樂欲を与うべきもの(欠席者)は、樂欲(委任)を与え終り、出席せるものはすべて清浄な、呵せられることなき比丘のみであることである」と解説されている。

ちなみに他の3つについては、「法現前 (dhammasammukhatā) は教法と師の教えとの現前」、「律現前 (vinayasammukhatā) は律と師の教えの現前でこの2つは、その事件を処理するのに必要な、法と律と師(仏陀)の教えのあること、すなわち、法廷は、法と律と師の教えで、諍事を滅するようにすることである」、「人現前 (puggalasammukhatā) とは、いま滅諍(裁判処理)すべき諍事の諍論者と対諍論者との双方が出席することである」と解説されている。

すなわち「僧伽現前」というのは、佐藤博士の用語を借りれば、審議を行いつつある法廷が、サンガとしての成立要件をきちんと満たしているということを意味するのである。すなわち然るべき理由があつて欠席する者があれば欠席届を提出しており、その時点でその界に住して、この法廷に出席しなければならぬ比丘の全員がきちんと出席していると

いうことを意味するのである。したがってこの場合の 'sammukhatā' は単に「一つの界の中で共同生活している出家者の集団」を意味するのではなく、「現に羯磨（サンガの行事）を行いつつあるサンガ」を意味するということができる。

このことは「比丘らよ、何を別衆羯磨というか。比丘らよ、白二羯磨に所須の比丘未だ至らず、樂欲を与えるべき者未だ樂欲を与えず、sammukhībhūta が異議の申し立てをする (paṭikkosanti)。これが別衆羯磨である」<sup>(5)</sup> というような文章によっても確認することができる。これは何らかの羯磨を行おうとしているサンガに出席している出席者たちが、この場所には出席しなければならない比丘が来ていないから、この羯磨は違法であるというクレームを出したということである。

これらの用例を見ると 'saṃgha' とともに用いられている 'sammukhībhūta' という言葉は、「今現在羯磨が行われつつある」ということを意味し、したがって 'sammukhībhūta saṃgha' の意味するところは、諸戸師が指摘されたように「今現在羯磨をなしつつあるサンガ」のことであって、「共住している比丘・比丘尼の集団」というほんやりした内容のものではないということがわかる。確かに一つの界に共住している修行者の集団をサンガという場合もあるのであるけれども、'sammukhībhūta' と限定が付された 'saṃgha' は、「いま現在羯磨をなしつつある状態のサンガ」のことをいうのである。

ちなみにサンガは諸戸師がいわれるように、「四衆比丘サンガ (catu-vagga bhikkhusaṃgha)」「五衆比丘サンガ (pañcavagga bhikkhusaṃgha)」「十衆比丘サンガ (dasavagga bhikkhusaṃgha)」「二十衆比丘サンガ (vīsati-vagga bhikkhusaṃgha)」あるいは「過二十衆比丘サンガ (atirekavīsativagga bhikkhusaṃgha)」に分類されることがあるけれども<sup>(6)</sup>、これは羯磨を行うことができるサンガを分類したものであって、「四衆サンガ」は授具足戒・自恣・出罪の3つの羯磨を除く余の一切の羯磨を行うことができるサンガ、「五衆サンガ」は中国においては授具足戒と出罪の2つの羯磨を除く余の一切の羯磨を行うことができるサンガ、「十衆サンガ」は出罪の1羯磨を除く余の一切の羯磨を行うことができるサンガ、「二十衆サンガ」と「過二十衆サンガ」は、一切の羯磨を行うことができるサンガを意味する。

- (1) *Samantapāsādikā* vol.V p.1139
- (2) *Samantapāsādikā* vol.V p.1123
- (3) *Vinaya* vol. II p.73 ~
- (4) p.343
- (5) *Vinaya* vol.I p.318, *Vinaya* vol.V p.22 にも同じような文章がある。
- (6) 『原始仏教の研究』 p.369 以下, 『原始仏教教団の研究』 p.280 以下  
参照

#### [4] パーリ仏典における ‘cātuddisa saṃgha’

パーリ三藏において ‘cātuddisa’ という言葉が ‘saṃgha’ と関連して用いられる用例は, ‘sammukhībhūta’ の場合よりも多いが, しかしそれほど多様な用法があるわけではない。園林や精舎などの固定資産が寄進される場面に用いられることがもっとも多く, すこし特殊なケースとして消耗品もしくはそれに等しいものが寄進される場合である。そしてもう一つは ‘sammukhībhūta saṃgha’ の用例を紹介した中にも用いられていた亡くなった比丘の遺産の処置方法の際の用例である。

まず園林や精舎などの寄進に係わる用例を紹介しよう。一つは一般的ケースとして, ‘cātuddisa saṃgha’ への寄進が勧められるものである。

- (1) 「三種の犠牲祭などよりも功德が大きい犠牲祭 (yañña) がある。それは, 人あって cātuddisaṃ saṃghaṃ のために精舎を建立することである。それよりも仏法僧に帰依することである。それよりも五戒を守ることである。……四禪…… (趣意)」 *DN.005 ‘Kūṭadanta-s.’* 究羅壇頭経 vol.I p.127
- (2) 「如来・応供・正等覚者に食べ物をお供養するよりも, 仏を上首とする比丘サンガに食べ物をお供養する (buddhapamukhaṃ bhikkhusaṅghaṃ bhojeyya) よりも, cātuddisaṃ saṃghaṃ のために精舎を建立するよりも, 仏法僧に帰依するよりも, 五戒を受けるとも, 慈心を修するよりも, 無常想を修するほうが果報が大きい (趣意)」 *AN.009-002-020* vol.IV p.392 その他 *Itivuttaka-A.* vol.I p.091 参照

なお (2) に対してはアッタカターが「cātuddisaṃ saṃghaṃ に対してとは、ここにいう cātuddisaṃ saṃghaṃ に対して建立された精舎 (katavihāra) とは、チェーティヤが立つところであり、法の聴聞がなされることとなく足を洗い、鍵で戸を開けて、臥坐具を見守って住し、安楽に去るところである (catūhi disāhi anudisāhi ca bhikkhū āgantvā appaṭipucchitvā yeva pāde dhovitvā kuñcikāya dvāraṃ vivaritvā senāsaṇaṃ paṭijaggitvā vasitvā yathāphāsukaṃ gacchanti)。四宝によって飾られたもの (caturataniyā) であれ乃至草庵 (paṇṇasālā) であれ、cātuddisaṃ saṃghaṃ に対して建立された精舎といわれる」という註をつけている<sup>(1)</sup>。

そしてもう一つは竹林精舎や祇園精舎などが実際に寄進される場面で用いられるものであって、竹林園に王舎城のある長者が 60 の僧院を寄進するシーンは、次のように記されている。

(3) 王舎城の長者は 1 日のうちに 60 の僧院を建てて、世尊に「私は福業を願い、生天を願ってこれを作らせました。私はこれらの僧院をどういたしましょうか」と問い、「それならばこの 60 の精舎をすでに来ておりまだ来ていない (āgatānāgatassa) cātuddisassa saṃghassa に奉上しなさい」と答えられたので、この 60 の精舎をすでに来ておりまだ来ていない cātuddisassa saṃghassa に奉上した。(趣意) *Vinaya* vol.II p.147

なお *Samantapāsādikā* はこの部分を、「āgatānāgatassa cātuddisassa saṃghassa というのは、すでに来ておりまだ来ていない、四つの方角において所行に障害のない (āgatassa ca anāgatassa ca catūsu disāsu appaṭihatacārassa) cātuddisassa saṃghassa に対してということである」と註釈している<sup>(2)</sup>。

祇園精舎の寄進の場面も同様であるからその紹介は省略するが<sup>(3)</sup>、*SN-A*<sup>(4)</sup> は、*SN.010-008*<sup>(5)</sup> の「諸天は長者のために墓地の門を開けておいた (vivarimṣu)」という文章に註をつけて、「vivarimṣu というのは、この大長者 (給孤独長者) はブツダの奉仕に行こうと出かけ、初対面で預流果に住立し、三宝の最高の奉仕者となって無類の僧伽藍を作り、四方の聖衆のために (cātuddisassa ariyagaṇassa) 門を開いたままにして、最高に整えられた門を閉ざさないようにしようと考えて開けておいた」と

註釈している。

これらから ‘cātuddisa saṃgha’ の「四方」は、「四方に拡大する」とか、「四方に存在する」という意味ではなく、「四方からやって来る」という意味であることは明白である。確かに平川博士も指摘されるように<sup>(6)</sup>、‘cātuddisa saṃgha’ に ‘āgatānāgata’ という言葉を付すのはパーリ文献のみであるが、しかし漢訳にも、「不可分者重物。重物不可分。謂木床乃至瓦器等不得分。持作四方僧物。若染汁四方僧來者共染衣。除五大妙色金床。轉易物已共分。銅床亦如是。木床等四方僧共用。又復五事比丘不得賣。不得與人。不得分破」<sup>(7)</sup>というように、四方僧に「やって来た」という意味が付される用例もないではない。

パーリ仏典において ‘cātuddisa’ という言葉が ‘saṃgha’ という言葉と関連して用いられる少し特殊な用例は、消耗品もしくはそれに等しいものが寄進される次のようなものである。これはごくまれな用例であって、しかも *Petavatthu* にしか見出されない。しかも用語法は上記とは異なる。

(4) 布片で外衣を作って、saṃghe cātuddise に施した (pilotikaṃ paṭaṃ katvā saṃghe cātuddise adā)。 *Petavatthu* p.50

(5) 木の葉の小屋を造って、saṃghe cātuddise に与えた (paṇṇakuṭiṃ katvā saṃghe cātuddise adā)。 *Petavatthu* p.50

(6) 水がめを満たして、saṃghe cātuddise に与えた (karakam pūrevā saṃghe cātuddise adā)。 *Petavatthu* p.51

(7) 果皮を得て、saṃghe cātuddise に与えた (sipāṭikam laddhā saṃghe cātuddise adā)。 *Petavatthu* p.51

このうち (5) の「木の葉の小屋」は精舎に相当するから固定資産であるかも知れないが、「布片で作った外衣」「水がめを満たす」「果皮」などは消耗品であって、これを「同一の教主と法に帰依せるものの集団」とか「三世一貫のサンガ」とか「観念的にとらえた一切の比丘・比丘尼」に寄進したと解釈することはできないであろう。この場合は「すでに四方から来ているサンガ」であって、「いまだ四方から来ていないサンガ」は含まないと解釈せざるを得ない。いちいち記さないが、こうしたケースは漢訳律藏にもしばしば見出される<sup>(8)</sup>。

亡比丘の遺産の処置については前項の (4) で紹介した文章の中に含まれる。「重器物 (garubhaṇḍa) と重資具 (garuparikkhāra) は、すでに来

ておりまだ来ていない cātuddisassa saṃghassa のものであって、譲与してはならず、分配してはならない」とされるのであるから、したがってこれは園林や精舎と同等の扱いをされるということになる。

以上から、‘cātuddisa saṃgha’ は「四方からやって来る者が含まれている状態の出家修行者の集団」であって、「四方からやって来る」には、「すでにやって来ている」修行者のみをいう場合と、「未来にやってくるかも知れない」修行者も含む場合の2つのケースが考えられるということであろう。

そしてこの場合のサンガも ‘sammukhībhūta saṃgha’ のサンガと同じように、「サンガの羯磨（行事）を行うサンガ」を意味するものと考えられる。‘sammukhībhūta saṃgha’ は、「いま現実に羯磨を行っているサンガ」であったが、‘cātuddisa saṃgha’ は「羯磨を行うことができるサンガ」ではあるけれども、「現在あるいは未来に羯磨を行いうるサンガ」を意味するということができるであろう。「羯磨を行いうるサンガ」というのは、前項にも記したように、一つの界の中に住する出家修行者（比丘あるいは比丘尼）の全員が一人の漏れもなく出席しているということであって、当然ここには旧住の比丘・比丘尼とともに、遊行の途次に立ち寄った新来の比丘・比丘尼も含まれるのである。

おそらくサンガの体制が確立した時点では、四方から遊行者がやってくることはあまりなく、したがって日常的に行われる羯磨はいわゆる旧住比丘たちのみで行うことが多かったのではなかろうか。しかるにここにことさら「四方」という言葉が用いられるのは、これが園林や僧院などの固定資産、あるいはベッドなどの備品の所有権や管理・運用に関連する事項だからであって、これらはもし四方から遊行者がやってきたときには、いつでも自由に使用できるということが保証されていなければならないからである。

このことは『五分律』の次のような話からも明らかである。ある僧院に四方僧が来集したので部屋を配分した。ところがこの後にも客比丘が来て、自分のために房を開けよと要求したが、「我等於四方來是我等分已共分之。不復屬汝。汝可往聚落中更求所安」としてこれに応じなかった。しかたなくこの比丘は聚落に行って住する所を求めたが、聚落の人々に僧房があるのにどうしてここに来るのかと批難され、僧院に戻る途中

に虎のために害された。これを聞かれた世尊は「若護若賣若分四方僧物皆偷羅遮」と定められたとするのである<sup>(9)</sup>。

このように「四方」は「四方より来る」という意味であって、先に紹介した『仏教学辞典』が、これをきちんと認識したうえでの解説であるとは思えないが、「四方僧房」を「四方より来集する各地方衆の僧（招提僧，四方僧）が止宿するための客舎のこと。これは僧団の共有物で一切の僧が共同で用いるべき招提僧物（四方僧物）である」とするのは正鵠を得ていることになる。

なおアッタカターの文章であるが、次のような用例も見出される。それは AN.5-127<sup>(10)</sup> の「五法を成就した比丘はサンガを出て住するにふさわしい (allam saṅghamhā avakāsituṃ)。何が五であるか。あるがままの衣で満足する。あるがままの食で満足する。あるがままの床座で満足する。あるがままの薬と資具で満足する。多く離欲を思惟して住する」という文章に付された、AN.-A.<sup>(11)</sup> の「alam saṅghamhā vapakāsituṃ というのは、cātuddisatta saṅgha から出てひとり住するに相応しく、サンガのすばらしさゆえにサンガに住しても相応しい (cātuddisattā saṅghamhā nikkhamma ekako vasituṃ yutto, saṅghasobhanatāya pana saṅhe pi vasituṃ yutto yeva aṭṭhamam uttānattham eva) という意である」というものである。これも 'cātuddisatta saṅgha' を「三世一貫のサンガ」とか「観念的にとらえた一切の比丘・比丘尼の集団」と理解すると、仏教の出家者であることを辞めてしまうという意味に解さざるを得なくなる。これはサンガの共住生活の基盤になっている僧院から出て暮らすという意味であろう。

(1) AN.-A. vol.IV p.186

(2) vol.VI p.1215

(3) Vinaya vol.II p.164, Jātaka vol.I p.093, Apadāna-A. p.097. 東園鹿子母講堂も同じである。Vimānavatthu-A. p.190

(4) vol.I p.313

(5) vol.I p.210

(6) 『原始仏教の研究』 p.353

(7) 『薩婆多毘尼摩得勒伽』大正 23 pp.596 下, 597 上

(8) 例えば『僧祇律』大正 22 p.351 中には、居士が聚落中に福舎を

作り「施四方僧一食」とする。一人の比丘が来たので、居士はこれを丁重にもてなした。また『根本有部律雜事』（大正 24 p.296 下）は、一人の婆羅門が一毛綵を得てこれを「施四方僧」に施したとするところで、この「四方僧」に挟註して「此中雖言四方意與現前非常住僧也」としている。

(9) 大正 22 p.168 下

(10) vol. III p.145

(11) vol.III p.282

## まとめ

以上をまとめると次のようになる。

まず 'sammukhībhūta' という言葉と 'cātuddisa' という言葉が、'saṃgha' という言葉と合成されて、'sammukhībhūtasamgha' あるいは 'cātuddisasamgha' という新たな熟語が形成されるということはないということである。またこの場合の 'saṃgha' は「羯磨（サンガの行事）を行うことができるサンガ」を意味し、これが 'sammukhībhūta' 'cātuddisa' と合成されて、'saṃgha' に「観念的にとらえた一切の比丘・比丘尼の集団」というような、新たな別の意味が付与されることもないということである。

そして 'sammukhībhūta' あるいは 'cātuddisa' が 'saṃgha' と関連して用いられる場合は、サンガの所有物あるいはサンガに寄進されたもの、あるいは亡くなった比丘の遺産をどのように処理するかという場面に限られるということである。

これにはさまざまなケースがあつて、特に漢訳の律藏ではさまざまな規定があるのであるけれども、その原則は消耗品や細かな備品類は 'sammukhībhūta' している 'saṃgha'、すなわち「現に羯磨が行われているサンガ」において分配され、園林や僧院などの固定資産あるいはベッドなどの大きな備品類は 'cātuddisa' からやって来る出家修行者を含めた 'saṃgha'、すなわち四方からやって来ている、あるいはやって来るであろう客来比丘をも含めた「羯磨を行うことができるサンガ」に帰属

するということである。

具体的にいえば、消耗品や細かな備品は、羯磨を行っているサンガがその配分方法を決定して、その構成員に分配するのである。しかし個人的に分配してはならない固定資産や大きな備品は、現時点において羯磨を行いうる条件にある、あるいは将来にわたって羯磨を行いうる条件下にあるサンガの所属とされ、このサンガによって管理され、運用されるということになる。

この両者とも「生活を共にする集団」ではなく、「羯磨を行いうる条件下にあるサンガ」でなければならないのは、衣食を分配したり、僧院を管理したり、どの部屋を誰に割り当てるかというようなことは、そういうサンガによってしか執行しえないからである。もし一人でもその羯磨に出席すべき者が欠席しているとするなら、その羯磨は非法になるからである。しかし実際にはいちいち羯磨を行うのではなく、普通の場合はそれを担当する役職者が決められていて、その役職者が行うのであるが、その担当者は羯磨によって選任されるのであるから、結局のところ「羯磨を行いうる条件下にあるサンガ」の責任下においてなされていることになる。

後者がことさらに「四方」を強調するのは、精舎は普段は旧住比丘たちが使っているわけであって、客来のあることを常に意識していないと、ついそれを自分たちのものと勘違いしてしまう危険性があるからであろう。そして「四方からやって来る」という言葉に、現在とともに未来が含まれるのは、仏教の修行者なら「いつでも」「誰でも」自由に利用できるという権利を保証しているということになる。しかしそれは「羯磨を行いうる条件下にあるサンガ」の責任下において行われることであるから、反面ではもし部屋の割り当ての担当者が任命されているなら、その指示に従う義務があるということも意味している。しかし部屋の配当に不満があるならば、改めて「現前しているサンガ」を開いて、その是非を検討するということになるのである。それは前項の最後のところで紹介した『五分律』の記述から推測することができる。

このように辞書にまで解説される「現前僧伽」「四方僧伽」、すなわちパーリ語で表すとすれば 'sammukhibhūtasamgha' あるいは 'cātuddisamgha' となるべき概念は存在せず、したがって「四方僧伽」

も「地上に存在する出家修行者の観念的な集団」というような意味ではありえないということになる。ということになれば、これが「はじめに」に書いたような「釈尊のサンガ」に相当するはずもないということにならざるを得ない。

結局のところ「釈尊のサンガは存在したか」という問題は振り出しに戻って、また改めて新しい視点から調査し、考察しなおさなければならぬということになる。これについては近々に新しい論考をまとめる予定である。